

第2回 豪雪災害復旧対策本部会議

平成26年3月11日(火)

9:00~

本館2階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 豪雪被害に対する支援について

(2) その他

3 本部長あいさつ

4 閉 会

豪雪被害に対する支援策一覧

☆印は拡充等した支援策
 塗色した事業は、県の予算を経由しない支援策

支援対象	対 策	支 援 策	具体的支援の内容	補助率等	備 考	
農 業	施設倒壊対策	(被災した農業施設の撤去支援)	☆ 市町村による収集、運搬、処分の一括実施	10/10 (国5/10 市町村5/10)	国(環境省)特別対策	
			☆ 農業者自らが行うハウス等の撤去費の補助	10/10 (国5/10 県2.5/10 市町村2.5/10)	国(農水省)・県単特別対策	
		(農業用ハウス等の再建支援)	☆ 施設再建費用の補助	9/10 (国5/10 県2/10 市町村2/10)	国(農水省)・県単特別対策	
			・ 施設再建資金の利子補給	実質無利子 (県1% 市町村1% 農協等0.15%)	(農業施設復旧支援対策資金)	
			・ ハウス等に係る借入金の借換資金の利子補給	実質無利子 (県1% 市町村1% 農協等0.15%)	(償還円滑化緊急借換資金)	
			・ JAによる共同利用ハウス整備費の補助	1/2 (国1/2 トンネル)	国(農水省)特別対策	
			・ 共同利用ハウスの賃料の補助	1/3 (県1/3)	県単特別対策	
	・ JA水稻育苗施設復旧への補助	1/3 (県1/3)	県単特別対策			
	樹木損傷対策	(改 植 の 支 援)	☆ 果樹の改植のための苗木購入、伐採費、棚整備への補助	1/2 (国1/2)	国(農水省)特別対策	
			・ 果樹苗木購入の補助	2/3 (県1/3 市町村1/3)	県単特別対策	
			☆ 水稻、野菜、花きの種苗等生産に必要な資材の購入等への補助	定額 国(定額)	国(農水省)特別対策	
		減収対策	(経 営 の 支 援)	・ 花き種苗購入の補助	2/3 (県1/3 市町村1/3)	県単特別対策
				・ 既存借入金の償還猶予のための借換資金の利子補給	実質無利子 (県1% 市町村1% 農協等0.15%)	(被災農業者リスケジュール資金)
				・ 被災農業者の経費補完のための資金の利子補給	実質無利子 (県1% 市町村1% 農協等0.15%)	(雪害対策経営安定化支援資金)
資金融通対策	(融資円滑化の支援)	☆ 果樹未収益期間に必要な肥料代や農薬等の経費を助成	定額 国(定額)	国(農水省)特別対策		
		☆ 被災した畜産農家への支援		国(農水省)特別対策		
		・ 県農業信用基金協会特別準備金積立補助金	定額 県(定額)	県単特別対策		
中小企業	減収等対策	(経 営 等 の 支 援)	・ 設備資金、運転資金の融資	利率 年1.8%	(雪害対策緊急融資)	
観光業	観光客回復対策	(観光キャンペーン等の実施)	・ 緊急観光キャンペーンの実施			
			・ 観光キャラバンの実施			
			・ 新聞(全国紙)等への広告掲載			
個人	住宅被害対策	(被災住宅の再建等の支援)	・ 住宅新築、購入等資金の融資	利率 年1.2%	(個人住宅災害緊急建設資金)	
			・ 応急仮設住宅及び県営住宅の供与			
			・ 建築確認申請等手数料の減免			
			・ 建物被害等に係る相談窓口の設置			

(平成26年3月11日)

部局名

農政部

件名	県支援策の検討状況について
内容	<p>平成26年2月の大雪に係る農業被害への支援について (☆は拡充等した支援策)</p> <p>1 農業生産施設の撤去費用への支援</p> <p>☆ (1) 特例的な災害等で発生した廃棄物処理制度の活用 [国(環境省)特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が、収集・運搬・処分を一括して実施 ・補助率：国 5/10、市町村 5/10 (特別交付税措置 8割) <p>☆ (2) 被災農業者向け経営体育成支援事業の活用 [国(農水省)・県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者自らが撤去を行う場合、農業者負担がないよう標準的な撤去費の範囲内で助成 ・補助率：国 5/10、県と市町村が 5/10 を折半して支援 (特別交付税措置 8割) <p>2 農業用生産施設の再建・修繕に要する費用への支援</p> <p>☆ (1) 被災農業者向け経営体育成支援事業の活用 [国(農水省)・県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9/10 を助成<農業者負担の最小化> ・補助率：国 5/10、県と市町村が 4/10 を折半して支援 (特別交付税措置 7割) <p>(2) ハウス再建のための長期無利子資金の融通 [県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額：2,000万円 (畜舎 5,000万円、☆農業法人 3億円) ・償還期間：最長 25年 (内据置期間 最長 10年) <p>(3) JAによる共同利用のための低コスト耐候性ハウス整備 [国(農水省)特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：国 1/2 <p>(4) 共同利用ハウスの賃料助成 [県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(3)のハウス賃料の一部を助成 ・補助率：県 1/3 <p>(5) JAの水稲育苗施設の復旧 [県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：県 1/3 <p>3 苗木等の改植に要する費用への支援</p> <p>☆ (1) 果樹経営支援対策事業の活用 [国(農水省)特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹の改植のための苗木購入、伐採費、棚整備に助成 ・補助率：国 1/2 <p>(2) 被害果樹等の苗木購入補助 [県単特別対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)の助成対象とならない被災園に対する改植のための苗木購入の助成 ・補助率：2/3 (県 1/3、市町村 1/3)

☆ (3) 水稻、野菜、花きの種苗確保対策事業の活用 [国(農水省)特別対策]

・種苗等の生産に必要な資材の購入等を国が直接助成

(4) 花き栽培再開のための種苗購入補助 [県単特別対策]

・補助率：2/3 (県 1/3、市町村 1/3)

4 減収対策等の経営安定支援

(1) 農協等が行う各種の雪害対策資金の長期無利子化に必要な助成

[県単特別対策]

・補助率：市町村の利子補給額の 1/2 以内を助成

(無利子化：県 1.0%、市町村 1.0%、JA 等 0.15%を想定)

☆ (2) 果樹未収益期間支援事業の活用 [国(農水省)特別対策]

・未収益期間に必要な肥料代や農薬等の経費を助成

・上記 3 (1) と連動して実施

・助成額：5 万円/10a × 4 年分

☆ (3) 被災した畜産農家支援 [国(農水省)特別対策]

・経営安定対策における農業者積立金の免除等

5 その他

被災農業者に対する雪害対策資金の円滑な融通の確保

・債務保証を行う山梨県農業信用基金協会の財務基盤強化のための助成

(平成26年3月11日)

部局名

農政部

件名	国の支援策の検討状況について
内容	<p>○融資・農業共済での対応に加え、次の対策を実施 (下線は3月3日に公表された追加対策)</p> <p>(1) 災害関連資金の無利子化 農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間無利子化</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>新規融資に際しては、償還期限・据置期間を極力長く設定するよう、関係金融機関に要請</u>・<u>既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるよう、関係金融機関に要請</u>・<u>融資のほか、アグリビジネス投資育成株式会社による出資機能を活用し、被災農業法人への支援を実施。出資条件等については極力柔軟に対応するよう要請</u> <p>(2) 農業用ハウス等の再建・修繕への助成 農業用ハウス・棚等の再建・修繕及び再建の前提となる倒壊したハウス等の撤去に要する経費を助成 (被災農業者向け経営体育成支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>今回の大雪により地域の基幹産業である農業が壊滅的な被害を受けていることに鑑み、産地の営農再開及び食料の安定供給に万全を期すため、以下のとおり、地方公共団体の復旧支援を後押しするための、今回の豪雪に限った特例的な措置を講ずる</u>・<u>再建・修繕に係る補助率を10分の3から2分の1に引き上げる</u> <u>残りの部分に対する地方公共団体の補助に関し、その7割について特別交付税措置を講ずる</u> <u>これらにより、農業者の負担を最小化できる仕組みを構築する(地方公共団体の補助が10分の4となった場合には、農業者の負担は10分の1となる)</u>・<u>撤去については、農業者負担のないよう定額助成(地方負担を含めて10分の10相当)とする(地方公共団体が2分の1相当を負担することを前提に、国が2分の1相当を補助。地方公共団体には特別交付税措置(地方公共団体の負担分の8割)を講ずる)</u>・<u>再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことは可能</u>

・撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となるが、農業者が速やかに撤去し経営を再建しようとする場合には、本事業の利用が可能

(3) 共同利用施設への助成

雪害を受けた産地に対し、別枠で集出荷貯蔵施設等共同利用施設の整備を優先的に支援

(強い農業づくり交付金)

・共同利用施設の整備に伴う被災施設の解体等も特例的に対象に追加

(4) 果樹の改植への助成

被害果樹の植え替えとこれに伴う果樹棚の設置に必要な資材導入に要する経費及びこれにより生ずる未収益期間に要する経費を助成

(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業)

(5) 被災農業法人等の雇用の維持のための支援

被災農業法人等が、施設の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成

(農の雇用事業 (次世代経営者育成派遣研修))

(6) 生産資材の確保への支援

・野菜・水稻等の育苗用資材の購入費、種苗を融通するための運搬経費等を助成 (大豆・麦等生産体制緊急整備事業)

・農業ハウス用資材などの円滑な供給が行われるよう、農業資材メーカー等に逐次情報提供

(7) 被災した畜産農家の経営安定

・被災した酪農・肉用牛・養豚農家に対して、経営安定のための支援を行う (酪農生産基盤維持緊急支援事業、肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (新マルキン事業)、養豚経営安定対策事業 等)

件名

国の支援策の概要について

内容

○ 環境省において、災害等廃棄物処理事業費補助金の採択要件及び事業範囲の見直しが行われ、大雪により倒壊した農業用ハウス等の処理について、当該補助金が適用されることとなった。

○ 見直し後の補助金の概要は、次のとおり。(下線が見直しの内容)

(1) 事業主体

市町村 (一部事務組合を含む)

(2) 対象事業

災害等の事由のために実施した、生活環境保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業 (民間事業者等への委託を含む)

※ 今冬の大雪により倒壊した農業用ハウス等について、市町村が一体的に、収集 (撤去を含む)、運搬、処分を行う場合、補助対象となる

(3) 採択要件

① 市町村の事業費が 40 万円以上

② 積雪深が、過去 10 年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ 1 m 以上

③ ②に関わらず、最大積雪深が、過去の観測史上類を見ない程度に観測され、相当程度の被害が生じていること

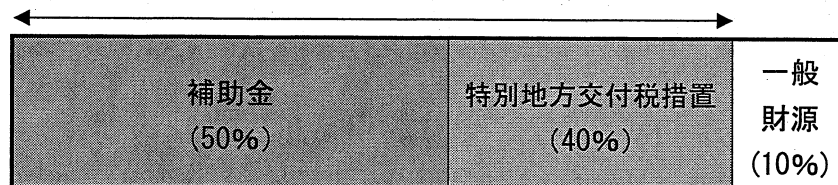
(4) 補助率

1 / 2

※市町村負担分の 80% を特別地方交付税で措置

◆財源スキーム

国の財源措置 (90%)



○ その他

3月11日に環境省職員を招き、市町村向けの説明会を開催する。

(平成26年3月11日)

部局名

産業労働部

件名	県の支援策の概要について
内容	<p>○ 「雪害対策緊急融資」の創設について 2月26日付けで商工業振興資金の中に「雪害対策緊急融資」を創設した。 融資条件等については、以下のとおり。</p> <p>(融資対象) ① 大雪による被害を直接受けた者 ② 大雪の影響を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる者</p> <p>(限度額) 設備資金 5,000万円、運転資金 2,000万円 (融資利率) 1.8% (償還期間) 設備資金 7年以内(1年以内の据置を含む) 運転資金 5年以内(1年以内の据置を含む) (申込書類) 借入申込書のほか、財務書類、商工会議所若しくは商工会の診査書、納税証明書等の書類が必要 (取扱金融機関) 山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、都留信用組合、山梨県民信用組合、商工組合中央金庫 (取扱期間) 2月26日から9月30日まで</p>
今後の対応等	<p>○ 「セーフティネット保証4号(災害関係)※1」の適用について 商工業振興資金における融資制度は、信用保証協会による保証をつけることを原則としており、「雪害対策緊急融資」については、一般保証の中での対応としている。</p> <p>セーフティネット保証4号の適用を受けると、一般保証とは別枠の特別保証での対応が可能となり、商工業振興資金における「災害復旧関係融資※2」を利用できるようになる。このことにより、限度額や融資利率などの点で、さらに中小企業者の利便性が高まる。</p> <p>現在、セーフティネット保証4号の適用に向けて、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県の4県と歩調を合わせ、各県内の影響を受ける中小企業者の状況の調査を行っており、<u>できるだけ早い時期に国へデータの提出を行うとともに、早期の地域指定に向けた国の事務手続きの迅速化について、3月5日に来県した衆議院災害対策特別委員会へも要望したところである。</u></p>

(参考)

※1 セーフティネット保証4号(正式名称:経営安定関連保証4号)

中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づき、突発的な災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域を経済産業大臣が指定し、当該地域において、売上高等が減少している中小企業者が、一般保証とは別枠(無担保8千万円、最大2億8千万円)の保証(借入額の100%を信用保証協会が保証)を利用できる制度。

【セーフティネット保証4号の地域指定基準 H21.8.13 中小企業庁事業環境部金融課 通知】

特定の地域(災害救助法の適用地域等)に属する中小企業者であって、

- ① 自然災害等の影響を受けた後3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者が概ね500以上、又は、
- ② 被害額200万円以上の中小企業者が概ね500以上。

【セーフティネット保証4号の利用対象者】

以下の要件のいずれも満たすことについて市町村長の認定を受けた中小企業者が、セーフティネット保証4号の利用対象者となる。

- 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※2 災害復旧関係融資

(融資対象) セーフティネット保証4号の指定区域内において、1年以上の事業実績があり、大雪の影響を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる者

(限度額) 設備資金 5,000万円、運転資金 5,000万円

(融資利率) 1.6%

(償還期間) 設備資金10年以内(1年以内の据置を含む)

運転資金 7年以内(1年以内の据置を含む)

(平成26年3月11日)

部局名

観光部

件名	県の支援策の概要について
内容	<p>雪害により減少した観光客の誘客を促進するため、緊急観光振興対策を実施</p> <p>1 キャンペーンの実施【計13日間】</p> <p>本年度予定していたキャンペーンの規模を拡大し、緊急観光キャンペーンを実施</p> <ul style="list-style-type: none">●2/27 (木) ~3/1 (土)【3日間】JR八王子駅改札外コンコース<ul style="list-style-type: none">・2/27 参加人数30人(県、観光推進機構、甲州市、南ア市観光協会)、NHK、YBS、UTYが取材、ノベルティ(桃の枝等)配布、甲州市フルーツ娘、女優の白須慶子さん、ゆるきゃら参加・2/28 参加人数17人(県、観光推進機構、甲府市、笛吹市、山梨市等)、パンフレット・ノベルティ(桃の枝等)配布、ゆるきゃら(ひし丸、うどんぶりちゃん、フッキー)等参加・3/1 参加人数14人(県、観光推進機構、韮崎市、富士吉田観光サービス)、パンフレット・ノベルティ(桃の枝等)配布、ゆるきゃら(ひし丸、ニーラ、うどんぶりちゃん)参加●3/8 (土) 【1日】 談合坂サービスエリア下り線<ul style="list-style-type: none">・3/8 参加人数6人(県、観光推進機構)パンフレット・ノベルティ配布●3/8 (土)、9 (日) 【2日間】三井住友銀行新宿支店(新宿駅東口)<ul style="list-style-type: none">・3/8 参加人数9人(県、観光推進機構)、パンフレット・ノベルティ配布・3/9 参加人数10人(県、観光推進機構)、パンフレット・ノベルティ配布●3/8 (土)、9 (日) 【2日間】大阪市(大阪アウトドアフェスティバルへ出展)<ul style="list-style-type: none">・3/8 参加人数8人(県、観光推進機構、北杜市)、パンフレット・ノベルティ配布、ゆるきゃら(八ヶ岳八っぴー)参加・3/9 参加人数7人(県、北杜市)、パンフレット・ノベルティ配布、ゆるきゃら(八ヶ岳八っぴー)参加 <p>(○3/12 (水) 【1日間】新宿駅、池袋駅 ①3/12 (水)、19 (水) 【2日間】三菱東京UFJ銀行本店(東京駅丸の内口) ①3/18 (火)、19 (水) 【2日間】三井住友銀行本店)</p> <p>2 キャラバン【計8日間】</p> <p>大手旅行会社や新聞社等を訪問し、本県への誘客を促進する観光キャラバンを実施</p> <ul style="list-style-type: none">●2/28 (金) 【1日】 三重県内の旅行エージェント●3/11 (火)、12 (水)【2日間】 大阪、名古屋の旅行エージェント●3/11 (火)~13 (木)【3日間】JTB、近ツー、日旅、はとバス、楽天等

〔 新 3/17 (月)、18 (火) 【2日間】朝日、読売、スポーツ新聞等 10 社予定
・やまなし大使の萩原智子さん、JA フルーツレディ参加予定 〕

3 広告掲載によるPR

●大阪事務所が、産経新聞 (2/28) の1面カラー広告でPR
(大阪の一部地域に配達 (7万部))

〔 ○観光推進機構が、JAF発行の定期購読誌「JAF Mate」4月号へ
観光情報を掲載 (3月中旬発行) 〕

〔 新 3/20 (金) 読売新聞 (関東版約600万部発行) への広告掲載により、PR 〕

(平成26年3月11日)

部局名

県土整備部

件名	県の支援策の概要について
内容	<p>□ 県管理道路除排雪</p> <ul style="list-style-type: none">○ 除排雪体制整備事業 C=2, 500千円(2月補正計上) 今回の大雪を踏まえ、除排雪体制の調査検討を行う。<ul style="list-style-type: none">・現状分析・課題の抽出・除排雪体制の検討※ 今後、この調査検討の結果を基に<ul style="list-style-type: none">・国との連携・市町村の現状と課題、連携・学識経験者の助言・先進県の助言などを更に検討し、県として必要な除排雪体制を構築していく。○ 道路除雪経費 C=5, 200, 000千円(2月補正計上)<ul style="list-style-type: none">・2月8日および2月14日・15日の大雪に伴う道路除雪経費・現在の通行止め状況 (H26.3.10 正午 現在) <u>4路線4箇所</u> <u>除雪作業は概ね完了したが、雪崩の発生などの影響で一部の路線では規制を継続している。また、雪崩の恐れのある箇所については、「なだれ注意」などの看板を設置し、注意喚起を行っている。</u>・現在、雪崩の恐れのある山間部の道路の1日1回以上のパトロールを実施し、雪崩の前兆や発生の早期発見に努めている。・今後、融雪状況などを見極め、通行規制の解除を行っていく。 <p>□ 人家被害があった雪崩対策事業</p> <ul style="list-style-type: none">○ 雪崩の発生状況 大月市賑岡町奥山 発生日時 平成26年2月14日 午後10時30分 被害の状況 負傷者 なし 住宅被害 一部破損 2棟 工場被害 一部破損 3棟○ 雪崩対策 急傾斜地崩壊対策事業化を念頭に、森林環境部と施工実施範囲を調整中

□ 住宅被害対策

1 個人住宅災害緊急建設資金の貸付け

○ 目的

平成26年2月の雪害により、住宅に被害を受け、住宅を新築又は購入、もしくは改修する際に独立行政法人住宅金融支援機構の融資だけでは資金が不足する方に対して、山梨県個人住宅災害緊急建設資金の貸付けを行う。

○ 対象者

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の融資を受けて住宅を新築、購入又は改修する方

○ 貸付条件

住宅の種類	貸付金	貸付期間	貸付利率
新築住宅 購入住宅	1件につき 400万円	18年以内 (うち据置期間 3年以内)	1.2%
改修住宅	1件につき 200万円	11年以内 (うち据置期間 1年以内)	1.2%

○ 申込方法

住宅金融支援機構の融資取り扱い金融機関へ申し込み。

2 住宅の罹災者等に対する応急仮設住宅及び県営住宅の供与

(1) 応急仮設住宅の供与

災害救助法が適用されたことから、住宅が全壊した被災者に対し、応急仮設住宅の建設又は借上げによる供与について、市町村との連絡、調整を行い、対象者があった場合に供与できる体制を整えた。(H26.2.28 現在、対象者なし。)

(2) 県営住宅の供与

「災害被災者に対する県営住宅入居事務取扱要領」に基づき、県営住宅への入居を希望する被災者に対し、市町村との連絡、調整を行い、希望者があった場合に供与できるよう、地域ごとに県営住宅の空家を確保し、受け入れ体制を整えた。(H26.2.28 現在、希望者なし。)

3 建築確認申請等手数料の減免措置

被災者が建物の復旧のため、建築基準法に基づく建築確認等の手続きを県の機関で行う場合の手数料の減免措置について改めて周知した。

4 建物被害等に係る相談窓口の設置

県（本庁、各建設事務所）に相談窓口を設置し対応するとともに、より専門的な立場から建物の補修方法などのアドバイスを行うため、（一社）山梨県建築士会に対しても相談窓口の設置を要請し対応した。

また、相談窓口については、ホームページにおいて周知を図った。